

条例制定等に関する周知・啓発に関する取組みについて

1 市政だより及び市ホームページへの掲載

(1) 10月号特集「障害を理由とする差別の解消に向けて」の掲載

- ・ 障害のある方を取り巻く状況
- ・ 条例の制定について
- ・ 障害のある方はこんなことに困っています（事例紹介）
- ・ 障害のある方、ご家族のインタビュー
- ・ コロン・カフェのご案内
- ・ 誰もが安心して暮らせる社会に向けて私たちができること

(2) 11月号お知らせ

- ・ 中間案への意見募集、市民説明会のお知らせ

(3) 市ホームページへの掲載

- ・ 中間案への意見募集、市民説明会のお知らせ

2 市民説明会の開催

(1) 説明会の実施結果

	日時		区	会場	参加者
1	11月6日(金)	10:00~11:30	宮城野	生涯学習支援センター 第2セミナー室	3名
2	11月6日(金)	17:00~18:30	泉	泉区中央市民センター 第1会議室	4名
3	11月7日(土)	18:00~19:30	青葉	市役所本庁舎8階ホール	11名
4	11月10日(火)	19:00~20:30	太白	太白区中央市民センター 大会議室	11名
5	11月11日(水)	18:00~19:30	若林	若林区中央市民センター セミナー室AB	5名

(2) いただいた意見等

- ・ 障害者同士でも他の障害のことがわからない。障害について、十分に理解できるような取組みをしていくべきと感じる。
- ・ 条例があっても、市の中に広まっていかないと意味がない。条例施行後も条例を広めていく働きを続けていかないと意味がないと思うので考えてほしい。
- ・ 調整機関には、障害特性を理解した方を入れてほしい。
- ・ 障害者が条例を盾にして権利だけを主張することが心配。それでは理解が進まない。障害者にも法や条例の趣旨、話し合いの必要性を啓発してほしい。
- ・ 学校の発達障害児への合理的配慮が足りていないと思う。その子にあった支援を行うことが大切だと感じているが、過重な負担となる場合は、配慮をしなくてもいいとなってしまうことを懸念している。

- ・ 合理的配慮の説明が簡単すぎる。皆さんにわかっていただきたいところのはず。工夫する必要があると思う。
- ・ 障害者の定義については、医学モデルから社会モデルに転換すべきではないか。
- ・ 不当な差別的取扱いの「不当な」という表現は、不均等・不利益といった表現にあらためるべき。
- ・ 相談機関は第3者機関として独立機関を作ってほしい。

3 その他施設・団体等への配布等

(1) 市施設・公的機関における配布・閲覧（96ヶ所）

各区役所・総合支所、市政情報センター（本庁舎・宮城野区・若林区・太白区）、仙台市福祉プラザ、各市民センター、のびすく、市民活動サポートセンター、仙台公共職業安定所等

(2) 障害者関係団体・事業所等、権利擁護関係団体、特別支援学校への配布（477ヶ所）

福祉関係各種法人、障害福祉サービス事業所、障害者団体、精神科病院、特別支援学校、ひとにやさしいまちづくり協議会加盟団体、成年後見サポート推進協議会等

(3) 民生委員児童委員への配布（1,527人）

(4) 各地区社会福祉協議会会長への配布（103ヶ所）

(5) 仙台市メール配信サービスでの配信

(6) 障害福祉サービス事業所等へのEメール送付

4 事業者団体等への訪問・郵送

(1) 訪問した事業者・団体

訪問期間：平成27年10月14日（水）～平成27年10月22日（木）

事業者・団体：以下13団体

- ① 宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合
- ② 一般社団法人宮城県経営者協会
- ③ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部宮城障害者職業センター
- ④ 宮城県中小企業団体中央会
- ⑤ 一般社団法人宮城県タクシー協会仙台地区総支部
- ⑥ 公益社団法人宮城県バス協会
- ⑦ 仙台経済同友会
- ⑧ 仙台商工会議所
- ⑨ 宮城交通株式会社
- ⑩ 宮城県社交飲食業生活衛生同業組合
- ⑪ 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社
- ⑫ 公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会（中間案郵送）
- ⑬ 一般社団法人日本エレベーター協会東北支部（中間案郵送）

(2) いただいた意見等

- ・ 差別解消は、企業が取り組んでいかなければ理解が進まないと感じる。職場で教わることというのは意外に多い。
- ・ 障害者の入店に関しては、比較的大きい施設では対応できているが、小さい施設では進んでいないのが現状。
- ・ 店主だけが理解するのではなく、お客様と接する従業員が理解することが大切。
- ・ 高齢化が進むなか、障害者等の配慮を必要とする方が減少することはない。高齢化社会にとっても必要な取り組み。
- ・ 障害者かどうか見た目で見えない場合がある。言われなければわからないが、こちらから聞くことも難しい。

5 事業者団体ホームページ掲載、広報誌掲載、会員への配布、研修会での周知

①宮城県中小企業団体中央会ホームページへの掲載

②宮城県社交飲食業生活衛生同業組合発行の「宮城社交飲食新聞」への掲載

- ・ 発行数：5,000部（11月10日発行号）

③仙台経済同友会会員への中間案及び差別解消法パンフレットの配布

- ・ 配布数：300部

④公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会平成27年度第2回本部研修会での周知

- ・ 日時：平成27年11月12日（木）12:40～
- ・ 会場：電力ホール
- ・ 参加者：600名（公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会会員）

6 第13回ココロン・カフェ、ココロン・カフェ☆スペシャルの開催、ココロン・カフェ in SHOKEI への協力

【第13回ココロン・カフェ】

(1) 実施日時及び参加者数等

日時：平成27年10月13日（火）14:00～16:00

場所：仙台市急患センター5階研修室

参加者：50名（7グループで意見交換実施）

うち協議会委員（市川委員、諸橋委員、柴田委員、杉山委員、千葉委員）

(2) 実施内容

① はじめに

② 仙台市説明

- ・ 条例のあり方（中間案）について

③ ワークショップ

- ・ グループワークによる意見交換

テーマ「一緒に考えよう！障害による差別解消に向けて私ができること」

- ・ 意見発表

(3) いただいたご意見等

○法律・条例等の周知について

- ・ 自分の家族など身近なところから広めていくことが大事。

- ・ 条例というとなじみがわきにくいですが、わかりやすい言葉に変えて伝えていくことをやっていきたい。
- ・ 当事者がもっと外に出て行くことが知ってもらうきっかけになる。

○障害理解促進について

- ・ まず自分自身が差別をしないことが必要。
- ・ 障害者に対する偏見をなくすような声を集約して、アピールしていきたい。
- ・ 差別とを感じる体験にあっても、めげずに自分から出ていくこと、発言することで、まわりを巻き込んで状況を変えていきたい。
- ・ 正しい知識を持つためにココロン・カフェなどのイベントに参加することが大事。

○地域とのつながり、ネットワーク作りについて

- ・ 地域にある学校や施設などのネットワークは重要。そのために普段から顔の見える関係作りが必要。
- ・ 小学校での出前講座や地域のごみ清掃などで実際に地域の人と関わっていくことで理解が深まるのではないかな。
- ・ 地域の中で、障害者や高齢者の手伝いを広げていきたい。

○雇用の場の拡大について

- ・ そもそも働く場がないという現状についてもっと広報、啓発をしていきたい。
- ・ 雇用の拡大だけでなく職場環境に対するケアが必要。
- ・ 労働について困ったことを相談できる機関、パワハラなどをチェックする機関が必要。

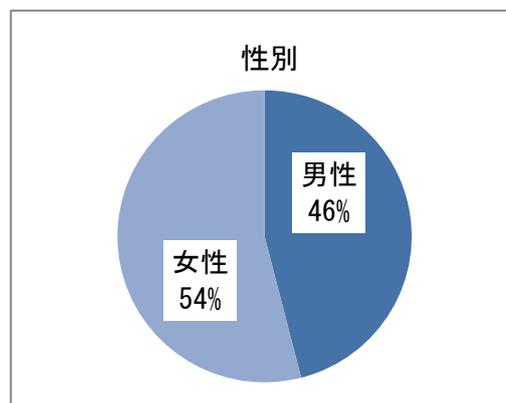
(4) 実施状況について（アンケート結果より）

[第13回ココロン・カフェ]

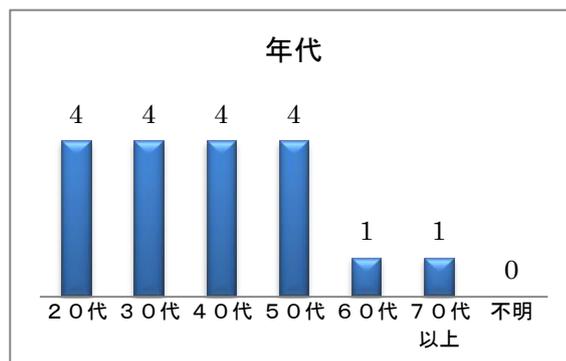
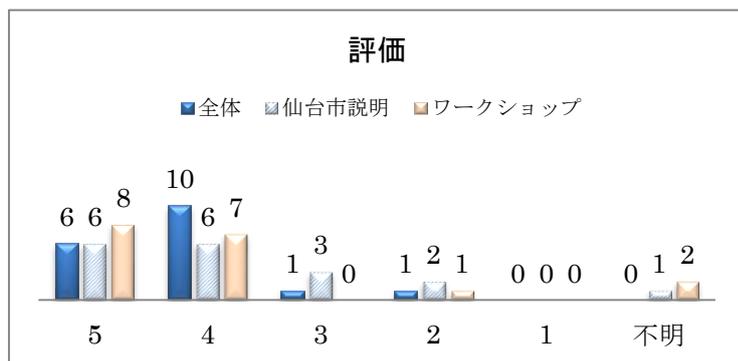
○参加者数

男性	女性	合計
23名	27名	50名

- ・ 障害者施策推進協議会委員
- ・ 障害当事者
- ・ 障害関係団体関係者
- ・ 民生委員児童委員
- ・ 地域関係者
- など



○アンケート結果（回収18名：男性9名/女性8名/不明1名）



5:非常によい 4:よい 3:どちらともいえない 2:あまりよくない 1:全くよくない

○アンケートの主な感想・意見等（抜粋）

- ・ 1つのテーマについてだったので、時間を使って話すことができた。
- ・ 市民、当事者、支援者が集まれる機会はやはりこれからもあってほしいと思う。
- ・ 今日は市外から参加された方もいて良かったと思う。宮城県全体の障害理解の底上げが仙台市の環境改善につながると思います。

【ココロン・カフェ☆スペシャル

「一緒に考えよう！～障害による差別解消に向けて私ができること～」

(1) 実施日時及び参加者数等

日 時：平成27年10月24日（土）13：30～17：00

場 所：せんだいメディアテーク1階オープンスクエア

参加者：150名（うちワークショップ参加57名、9グループで意見交換）

ワークショップに参加した協議会委員（黒瀧委員、佐々木委員、諸橋委員、柴田委員、杉山委員、千葉委員、畑中委員）

(2) 実施内容

① あいさつ

② 第1部 シンポジウム

- ・ 講演「障害を理由とする差別の解消を推進するための条例の検討状況について」

講師：阿部 一彦 会長

- ・ パネルディスカッション

「サービス提供や教育等における取り組みから差別解消について考える」

コーディネーター：阿部 一彦 会長

パネリスト

仙台市立蒲町小学校校長 仲野 繁俊 氏

特定非営利活動法人アフタースクールぱるけ代表理事 谷津 尚美 氏

株式会社 清月記 商品管理部課長 日下部 直憲 氏

AMA（仙台長町店）／認定NPO法人ビートスイッチ 古川 真由美 氏

宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合理事長 佐藤 勘三郎 氏

③ 第2部 ワークショップ

- ・ グループワークによる意見交換

テーマ「一緒に考えよう！障害による差別解消に向けて私ができること」

- ・ 意見発表

④ まとめ

(3) シンポジウムでの主な発言等

○差別解消全般や条例に関すること

- ・ 誰もが暮らしやすいまちづくりのためには、障害のある人が困っていることを当たり前にかげることができ、それを当たり前の手助けができるまちにしていくことが大事。そのために障害特性の理解、相互理解の促進が不可欠。
- ・ 障害者差別解消法は大切なツール（武器）。しかし、地域や市民にまで浸透しづらい。条例は、地域や市民を巻き込むためのさらに強力なツール（武器）になる。

○学校教育における取り組みについて

- ・ 学校における取り組みは障害理解促進と合理的配慮の推進が重要だと考えている。障害理解促進については、特別支援学級と通常学級との日常的な交流のほか、道徳の授業でもハンディキャップ体験や地域の福祉施設等との交流の機会を設けている。合理的配慮については、環境整備のほか、個別の指導計画と家庭、医療、福祉等の関係機関と連携した支援のための教育支援計画を作成し、個々の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を行っている。

○地域づくりについて

- ・ 障害児は、自宅から離れた支援学校や福祉サービス事業所などを利用して、地域とつながりにくい環境で生活している。しかし、東日本大震災の経験から地域の人のサポートが必要不可欠だと感じた。誰もが暮しやすいまちづくりのためには、困っている人を見かけたら手助けしてくれる理解者を増やし地域の「支援力」を高めることと、当事者やその家族が困った時に助けてと言える「受援力」を高めることが重要である。

○雇用について

- ・ 障害者雇用を行うにあたり、障害のある社員に配慮した作業手順の工夫や環境整備をすることで、業務の標準化、効率化につながり企業としてもメリットがあった。障害のある人が働きやすい環境をつくり活躍の場を増やすことで本人もやりがいを感じ、結果、雇用の継続につながっている。

○当事者からの発信や当事者活動について

- ・ 差別や偏見は、「思いこみ」という名のモンスターから生まれる。「思いこみ」をなくすためには、障害や困っていること等を相手にわかる形で説明し「見える化」することが必要。相手にわかってもらうことでコミュニケーションがとりやすくなり、生きやすくなる。
- ・ 障害や病気をマイナスに捉えないで、「免許」や「資格」と発想を変えた。その道のプロ、専門家として当事者だからこそできることがたくさんあると考えている。

○ホテル・旅館業界の現状や企業としての展望について

- ・ ホテル・旅館業界の中でも障害者差別解消法等の認知度はまだまだ低い。今後様々な機会を使って発信し、業界全体でしっかりと認知していく必要性を感じている。
- ・ 性別や国籍、人種、年齢、性的嗜好、障害など、幅広く性質の異なるものを組み入れることによってより組織体が強くなるダイバーシティ経営という考え方を実践していくことが、今後の企業経営にも役立つと考えている。

(4) グループワークでの主な意見等

- ・ 障害を取り除いた本人を見ることが大事。
- ・ 思いこみをなくすために開示していくことが必要。
- ・ 日常生活圏域に障害のある人が出て行ける場所が少ないので、ココロン・カフェのような場を条例が出来た後も続けていくことが必要。
- ・ サークル活動等を通して、障害のある人と遊びに行つて市民と接する機会を増やしていくことが必要。

- ・ 自分自身が障害を持っていたり、家族が障害を持っている場合は、職場の人など知り合いに自分たちのことを伝えていくことが必要。
- ・ 行政、医療機関、支援者にも思いこみや偏見がある。正しく理解してもらえよう話をしていくことが必要。
- ・ 仲間、心の拠り所を作って、自信をつけて社会参加の場を広げていけるといい。そのためには社会の側にある障壁を取り除くことも必要。
- ・ 障害のあるなし、障害種別で壁を作らずにお互いに理解していくことが大事。
- ・ フェイスブックを通じて、「ここのトイレが使いづらい」などの情報を発信している。
- ・ 見えない障害を「見える化」することで配慮できるのではないかな。
- ・ 自分自身が変わってやってみることで周りも変わっていくのではないかな。
- ・ 障害のあるなしで区別するのは良くない。ハンディがあるかどうかで考える視点も必要ではないかな。
- ・ 障害について自分自身で学ぶ機会を持つことが必要。
- ・ 差別を受けた人は我慢をしてしまう。仲間を作って団体できちんと声をあげて、広めていくことが大事。
- ・ 分かり合うためにコミュニケーションが大事だが、何気ない言葉で傷つくこともあるので言葉遣いも大事にしていきたい。

(5) アンケート結果より

○参加したきっかけ

- ・ 障害のある人もない人も共に暮らしやすい地域にしていきたいから。
- ・ 私は軽度認知障害者ですが、「市政だより」に載ったココロン・カフェの記事を読み、障害者である事では同じと思い、ある思いを持って参加しました。
- ・ 障害関係の情報収集、交流、自分の考えていることの反映のため。
- ・ なんとなくせんだいメディアテークに来たので。

○第1部 シンポジウム感想

- ・ ととても具体的で良いシンポジウムでした。
- ・ 障害者の雇用事例について聴けて良かった。できれば聴講者からの質問時間も取ってほしかった。
- ・ 当事者の方の困っている話と改善例が聞けて参考になった。
- ・ 異業種のパネラーで興味深かった。
- ・ 支援力のお話。条例によって、仙台市が支援力をつけられるかどうか重要だと思いました。当事者活用の発展性の考え方、ぜひ条例に生かせればと思いました。
- ・ 企業による障害者への取り組みや差別に対しても配慮が感じられて参考になった。
- ・ 善意をもってこの問題に取り組んでいる人も結構多いのだなと感じました。
- ・ 各地区のセンター、文化センター、行政等のカウンターにもう少しPRしてほしい。もっと各地区で意見を出しあって進めたい。
- ・ いろんな立場の人の話が聞けてよかった。「ネットワーク大事」を再認識できました。

○第2部 グループワークの感想

- ・ 身近な場所に、身近な地域に障害のある方も当たり前に見える様に。
- ・ 当事者の方も支援者の方も分け隔てなくお話しができて良かったです。
- ・ 異種障害者の話を聞いて良かった。
- ・ 多くの話が出て時間があっという間に過ぎ、話し足りない思いが残ったが、何事も腹八分目で次回参加への楽しみを残すのも大事な事とも思いました。
- ・ 初心者の方にも参加しやすい内容で良かったと思う。できれば、もう少し時間が欲しかった。
- ・ とても良い分かち合いの時間を持てたと思います。条例制定後、一定期間をおいてから、見直しをするために必ず必要になります。ココロン・カフェは続けて行くべきです。
- ・ みなさんの本気度はすごいと感じました。
- ・ 「一緒に考えよう！障害による差別解消に向けて私ができること」がテーマでしたが、私自身が他者に対して差別しない事だと思います。現実はとても難しい、大変だと思います。

○今後取り上げてほしい企画等

- ・ 母親との間、距離の持ち方
- ・ 社会的障壁をいかに解消するか
- ・ 障害の種類と特性に関するシンポジウム
- ・ 障害の周りの人は何をすべきか
- ・ 職種別の合理的配慮の取り組み方（具体的に）
- ・ ガイドラインの説明会
- ・ 教育に焦点をしばったフォーラム

【ココロン・カフェ in SHOKEI】

(1) 概要

「社会とのつながりを意識する」「他者と共に生きる姿勢を育む」をテーマに尚絅学院高等学校で実施している総合学習Ⅱ期に際して、障害による差別解消についての理解を深めるため、ココロン・カフェ形式を用いて意見交換を行った。

(2) 実施日時及び参加者数等

日 時：平成27年11月12日(木) 14:00～15:30

場 所：尚絅学院高等学校 食堂スペース

参加者：1年生65名、障害当事者10名

(3) 実施内容

①はじめに

②グループワークによる意見交換

一年生65名と障害者10名が7～8名ずつのグループに分かれ、差別解消に向けた対策を話し合った。

【話し合いのテーマ】

- ・ 障害を持つ人はどんな暮らしづらさを感じているでしょうか。

・それぞれの立場でできることは何でしょうか。

(4) 全体発表

生徒からは身近にできることとして、手話の習得や点字ブロック上に止めてある自転車の移動などの意見が出た。

7 事例集の発行

- 障害のある人もない人も暮らしやすい仙台を目指すための事例集
- 平成 27 年 10 月発行
- 発行部数 15,000 部
(市公式ホームページにPDF版及びテキスト版を掲載)

障害のある方・ご家族の方にお話を伺いました

◆早坂洋子さん（みやぎ盲ろう児・者友の会 会長）



早坂さんは生まれつき目と耳が不自由な盲ろうの障害があります。目は少し見えるため、大きな文字での筆談や、簡単な手話を使い会話ができますが、コミュニケーションがうまく取れず大変なこともあります。早坂さんは普段からバスを使っていますが、バスが急停止した際など、アナウンスが聞こえないことから、何が起きているかわからず不安に思うこともあるそうです。

「現在の社会では、障害者への理解が進んでいないと感じることが多いです」と早坂さん。例えば、何か問い合わせをしたいとき、連絡先に電話番号しか記載されていない場合、一人では連絡を取ることができません。ファクス番号やメールアドレスも書かれていれば、支援がなくても連絡ができます。「条例ができることで、少しでも多くの方の障害に対する理解が進むことを期待しています」と話していました。

◆佐々木智賀子さん（みやぎ脳外傷友の会 セブタ代表）

佐々木さんの夫は16年前に脳出血で倒れ、高次脳機能障害と診断されました。高次脳機能障害とは、脳にダメージを受けたことにより、記憶障害や感情のコントロールができないなどの症状が引き起こされるものです。それまで佐々木さんは障害について特に考えたこともなく、自分とは全く別世界のことだと思って暮らしていました。

夫の障害が判明してからしばらくの間は、外出や人と接することを避け、自宅にこもった生活を送っていたそうです。「このままでは自分も夫もだめになると思い、障害について勉強し、同じ悩みを抱える人たちと意思を共有するため、友の会を立ち上げました。障害は、誰の身にでも起こること。一番近くにいる家族が理解し支えることはもちろんですが、誰もが障害を身近なものとして考え、社会全体で支える仕組みができればうれしいです」と話していました。



障害を理由とする差別の解消に向けて



8月27日に行われた仙台市障害者施策推進協議会

市では現在、障害を理由とする差別の解消を推進するための条例の制定について検討しています。障害がある人もない人も、共に安心して暮らせる社会を実現するために、障害について考えましょう。

市では、障害を理由とする差別の解消を推進するための条例づくりを進めています。平成26年6月より「仙台市障害者施策推進協議会」において、現状と課題の把握や差別解消に必要な視点の整理などを行ってきました。障害当事者や家族の意見を踏まえた条例にするため、障害者団体との意見交換や差別事例の募集、事業者へのヒアリングなども実施しています。今後、条例のあり方について、市民の皆さんからのご意見を募集する予定です。

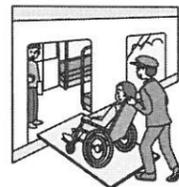
身体や精神などに障害のある方は、社会生活の中でさまざまな「生活のしづらさ」を感じています。目が見えない、歩けないなど、その人の障害だけでなく、それらの障害に配慮せずに作られた社会の仕組みも大きな原因となっています。近年、「障害者差別解消法」の制定（平成25年6月）や「障害者権利条約」の批准（平成26年1月）など、国や国際社会において、障害を理由とする差別をなくす取り組みが進められています。条例の制定を目指しています。

障害のある方を取り巻く現

誰もが安心して暮らせる社会に向けて私たちができること

差別と思われる事例の多くは、障害に関する知識不足やコミュニケーション不足が原因となっています。障害に対する誤解や偏見をなくし、お互いの人格や個性を尊重しながら、誰もが支え合う社会を目指しましょう。

- 困っている方を見かけたら声を掛けましょう
障害のある方が困っている様子に気付いたら、「お手伝いしましょうか」と声を掛けましょう。
- 必要な配慮は人それぞれ異なります
困っていることや求めている内容は一人一人違います。どんな配慮が必要なのか、具体的に確認しましょう。障害のある方が遠慮している場合もあるので、「どうしましたか」と声を掛けるなど、伝えやすい雰囲気を作りましょう。
- 障害のある方は「特別な人」ではありません
障害は、誰にでも起こり得ることです。特別扱いするのではなく、あくまでも対等な立場で、同じ目線で接するようにしましょう。
- 交流の場に参加しましょう
障害のある方と直接接することで、理解を一層深めることができます。イベントや交流会などに参加してみましょう。



障害のある人もない人もみんなで話し合う「ココロン・カフェ」

障害による差別の解消を進めるための条例づくりに、さまざまな立場や年代の市民に参加してもらおうと昨年10月から開催している「ココロン・カフェ」。障害のある人とない人が知り合い、お互いに理解を深め、意見交換ができる場として、これまで12回開催しています。



◆ココロン・カフェ☆スペシャルを開催します

日時	内容
10/24 (出)	13:30~15:30 障害当事者や事業者、地域等における取り組みから共生社会のあり方について考えるシンポジウム
	15:40~17:00 参加者によるグループワーク

- 会場—せんだいメディアテーク
- 託児（未就学児）・手話通訳・点字資料・要約筆記付き（いずれも要申し込み）申電話またはファクス（住所、氏名、電話番号と託児または手話通訳等の希望の有無を記入）で10月19日までに（託児、手話通訳等を希望の方は10月14日までに）



仙台市障害理解促進キャラクター「ココロン」

この特集に関するお問い合わせ、ココロン・カフェ☆スペシャルの申し込みは障害企画課 ☎214・8163、FAX223・3573、Eメールfuk005330@city.sendai.jp

障害のある方はこんなことに困っています【事例紹介】

市では、現状を把握するため、平成26年7月から9月にかけて、差別の事例や、配慮があつて助かった事例を収集。障害者団体との意見交換会や障害のある方および家族・支援者などからも直接お話を伺い、722件のご意見をいただき、596件の事例を確認しました。

差別事例:528件、配慮が得られた事例:68件

分野	差別	配慮	合計
① 周囲の理解	143	10	153
② 交通	54	7	61
③ 建物・道路・駐車場等	50	3	53
④ 就労・労働	41	6	47
⑤ 商品・サービス提供	32	12	44
⑥ 医療	33	10	43
⑦ 福祉サービス等	29	10	39
⑧ 教育	36	1	37
⑨ 不動産取引	26	1	27
⑩ 情報・コミュニケーション	13	2	15
上記以外	71	6	77
計	528	68	596

■障害を理由とする差別の事例

- 車いすで店に入ろうとしたら「車いすの人は入店できない」と事情の説明もなく断られた
- アパートを借りようとしたら、障害がある人には貸せないと断られた
- 採用の面接で障害があることを告げたら、障害者は採用しないと断られた
- 盲導犬を連れてタクシーに乗ろうと呼び止めたが、「犬はお断り」と乗車拒否された

■配慮があつて助かった事例

- 点字ブロックの上に物があつていたら、子どもたちが進んでくれたので大変助かった【視覚障害】
- 買い物のときにホワイトボードに書いて商品の説明をもらったので助かった【聴覚障害】
- 買い物をするとき、店員の方がドアを開けてくれたり、商品を取ってくれたりして非常に助かっている【肢体不自由】



寄せられた事例等については、市ホームページhttp://www.city.sendai.jp/d01/1215966_1433.htmlをご覧ください



お知らせ

information

お知らせの見方

申申し込み 問 問い合わせ 申・問 申し込み・問い合わせ
[先着]先着順 [抽選]申し込み多数のときは抽選

注意事項

- 催しは、11月6日からの内容を掲載しています
- 料金の記載のないものは無料(入館料が必要な施設あり)
- 休館日等は事前にご確認ください
- 来庁・来場の際は公共交通機関をご利用ください
- 未掲載のファクス番号は、広報課FAX211-1921、☎214-1150へお問い合わせください
- 市役所への郵便は郵便番号(〒980-8671)と課名のみで届きます

申込時の必要事項

右記の項目を(往復はがきには返信先も)記入してください。特に記載のないものは、はがき1枚につき1人、締切日消印有効。

- 申し込み内容(講座名等)
- 〒住所
- 氏名(フリガナ)
- 電話・ファクス番号
- その他必要事項

電話番号案内

- 仙台市役所 ☎261-1111(代)
- 青葉区役所 ☎225-7211(代)
- 宮城野区役所 ☎291-2111(代)
- 若林区役所 ☎282-1111(代)
- 太白区役所 ☎247-1111(代)
- 泉区役所 ☎372-3111(代)
- 宮城総合支所 ☎392-2111(代)
- 秋保総合支所 ☎399-2111(代)

- 仙台市ホームページ
<http://www.city.sendai.jp/>
- 仙台市携帯電話用ホームページ
<http://www.city.sendai.jp/m/>
- 仙台市広報課Facebookページ
<https://www.facebook.com/sendairp>

八木山動物公園駅駐車場のオープンします

●利用開始 12月1日(火)午前5時
●営業時間 午前5時～翌午前0時45分
●所在地 太白区八木山本町1-43
●駐車台数 519台
●料金(時間貸し) 100円/30分(最初の30分までは無料)。駐車後24時間最大料金500円。i.s.s.c.a.を使って八木山動物公園駅で降車し、駐車場営業時間内に出庫した方は100円優待

八木山動物公園駅駐車場の定期券を事前に販売します

定期券の種類	費用	
	1カ月	3カ月
全日定期(100台先着)	8千円	2万3千円
(土・日曜日、祝日を含む)	4万5千円	1万4千円
平日定期(200台先着)	5千円	2万7千円

申11月1日午前10時から直接八木山動物公園駅駐車場2階管理室(11月2日・9日・16日・30日を除く。午後1時～1時45分は窓口閉鎖)
※いずれも問南道路建設課 ☎214-8378

エコドライブをしましょう

アイドリング・ストップ(自動車やバイクの駐車時にエンジンを止めること)や、緩やかな発進等により、燃料消費の改

善が図られます。大気汚染防止のためにも、一人一人が環境に優しい運転を心掛けましょう。問環境対策課 ☎214-8222

泉図書館の臨時休館

蔵書点検等にに伴い、泉図書館(分室を含む)を臨時休館します
●期間 11月26日(木)～12月3日(木)
問 泉図書館 ☎375-6161

改修工事のため市民会館の貸し出しを休止します

●期間 12月7日(月)～平成28年3月16日(水)
問 市民会館 ☎262-4721

都市再生整備計画事業の事後評価委員会を開催します

●日時 11月16日(月)午後1時半～4時
●会場 市役所本庁舎6階第2会議室
●内容 長町周辺地区(第2期)、仙台港中野地区(仮称)国際センター駅周辺地区の都市再生整備計画事業の成果等について
●会議の傍聴を希望の方は、電話で11月10日までに要申し込み 申・問 区画整理課 ☎214-8311

仙台市都市計画審議会

●日時 11月11日(水)午後2時
●会場 市役所本庁舎2階第1委員会室
●日程等は変更になる場合があります
●市ホームページ、市役所本庁舎1階市政

情報センター、宮城野区・若林区・太白区情報センターでも会議の情報を提供しています
問 都市計画課 ☎214-8294

灯油を側溝に流さないようご注意ください

暖房を使用する時季になると、家庭用の灯油タンクからの油漏れ事故が多発します。漏れた油が側溝や下水道に流れると、川などの水環境を汚染するほか、上水道や農業用水などの水利用に支障を来します。取り扱いはご注意ください。また、

古い灯油を側溝などに捨てることは、絶対にやめましょう。問環境対策課 ☎214-8223

落書き消去活動に必要な用具を貸し出します

●対象 落書きの被害を受けた家屋や施設の所有者・管理者、落書き消去活動を行う団体
●貸出物品 消去剤(自宅や個人店舗等の場合には原則として1本)・雑巾・バケツ等 申・問 区役所街並み形成課、宮城総合支所公園課、秋保総合支所建設課

「障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方(中間案)」にご意見をお寄せください

市では、障害を理由とする差別の解消を推進するための条例の制定に向けた検討を進めています。このたび、この条例のあり方の中間案を取りまとめましたので、市民の皆さんのご意見をお寄せください。

◆中間案の配布場所等 市役所本庁舎1階市民のへや・市政情報センター、区役所総合案内、総合支所、市民センターなどで配布するほか、市ホームページでもご覧いただけます

◆募集期間 11月13日まで

◆提出方法 中間案に添付のはがき(市ホームページからも取り出せます)または任意の様式にご意見、お住まいの区、性別、年齢を記入して郵送、ファクスまたはEメールで。障害により文書の作成が難しい場合、録音などによる提出もできます

市民説明会

日時	会場	
11/6(金)	10:00~11:30	生涯学習支援センター
	17:00~18:30	泉区中央市民センター
11/7(土)	18:00~19:30	市役所本庁舎8階ホール
11/10(水)	19:00~20:30	太白区中央市民センター
11/11(木)	18:00~19:30	若林区中央市民センター

●直接会場へ ●手話通訳、要約筆記付き。そのほか、配慮が必要な場合は事前にご相談ください ●託児あり(未就学児。要申し込み) 申・問 〒980-8671 障害企画課 ☎214-8163、FAX223-3573、Eメール shogai-jourei2015@city.sendai.jp

仙台市の人口：現在、国勢調査集計作業中のため、掲載をお休みます。